

# 障がい者委託訓練 事例のご紹介



## 【障がい者委託訓練事業とは】

障がいをお持ちの方が、その態様に応じて地域の企業や社会福祉法人  
またNPO団体などの様々な委託先で職業訓練を行っていただくこと  
で、就職を促進することを目的として三重県が実施している事業です。

三重県  
雇用経済部  
雇用対策課

## 障がい者委託訓練事例 1

### 株式会社志摩地中海村 (三重県志摩市)

#### 事業所の紹介



志摩地中海村は光り輝く太陽と英虞湾の青、木々の緑、そして地中海をイメージした白い街並みのなか、特別なステイを楽しむリゾートホテルです。

村全体が客室となっており、リゾート感覚のレストラン、カフェ、温泉のほか、エステ、クラフト、クルージングなど多様なアクティビティが楽しめる施設でもあります。

ここでは120名のスタッフが、お客様に対し、志摩の美しい海辺を背景とした思い出に残るすばらしいおもてなしができるよう働いています。



#### 訓練受講者の声



クラフト工房での準備作業

委託訓練の期間は3ヶ月で、それを3期に分けて行いました。

最初の1月目は、客室での訓練です。数多くある客室の清掃、ベッドメイキングなどを3人一組となり、手際よく行えるよう訓練しました。

2月目は、カフェでの調理補助とクラフト工房での訓練です。カフェでは、そのバックヤードである調理室で料理の盛り付けや食器等の洗浄・片付け訓練を行い、クラフト工房では、お客様が多様なクラフト体験を楽しんでいただけるよう事前の準備を整える訓練を行いました。

3月目は、2ヶ月間の訓練、私の適性や希望から、これまでにしたカフェでの調理補助やクラフト工房で、より高度な訓練をさせていただきました。

どんな仕事なのか、自分にもできるのか最初は不安でしたが、職員の方々に教えていただきながら、3ヶ月にわたる訓練を通し、私にもできそうだという気がしてきました。こうした訓練を受けることができたことに感謝しています。



調理室での調理補助作業

#### 事業所の声

業務内容を覚えていくために、常にメモを取る姿勢がみられました。他の社員とのコミュニケーションも取れていて、チームにも溶け込んでいました。また会社行事にも自主的に参加していただきました。

訓練経過も順調であり、現場のスタッフから「一緒にいて仕事をしてほしい」という話が来たこともあり、社員として採用することにしました。

## 障がい者委託訓練事例 2

### 東ソー株式会社 四日市事業所 (三重県四日市市)

#### 事業所の紹介



東ソー株式会社は、クロル・アルカリ事業、石油化学事業、機能商品事業の3つのコアで事業展開を行う全国ベースの化学メーカーです。

四日市事業所は、出島形式で整備された四日市コンビナートに立地し、エチレンなどの石油化学の基礎原料からポリエチレンなどの誘導品に至るまで、総合的に石油化学事業を展開しています。近年、主力の石油化学事業とクロル・アルカリ事業に加え、機能商品事業を展開し、事業基盤強化を積極的に進めています。



#### 訓練受講者の声



データ処理作業訓練

訓練期間は3ヶ月で、1月目5.5時間、2月目6.5時間、3月目は7.5時間と訓練時間を調整しながら、会社や仕事についての知識を身につけ、考え方を学ぶ座学とともに、指導員の下、実際の業務処理を中心とした訓練を行いました。

具体的には、倉庫での部品の入出庫とそれに伴う管理です。会社が大切にする安全と5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)の習得と着実な実践を常に意識しながら、フォークリフトによる部品の入出庫・移動、業務対応の見習い、パソコンでの入出庫の管理と伝票処理、日誌の作成といった一連の倉庫管理の訓練を行いました。

最初は不安でしたが、社員の方から親切に指導いただいたおかげで、少し自信ができました。このような訓練の機会があることは、とても大切なことだと感じます。



フォークリフト訓練

#### 事業所の声

会社が大切にする「安全」と「5S」を理解し、倉庫管理の訓練を行っていただきました。

リーダーからの指示を的確にこなしていることが、現場で評価されていました。

職場にも馴染み、訓練経過も順調でした。現場の社員からも「今後も業務に加わってほしい」という話が来たこともあり、社員として採用することにしました。

# 障がい者委託訓練事業について

## 利用条件

### 訓練受講者（障がいをお持ちの方）

- ・三重県内に居住していること
- ・ハローワークに求職登録をしていること
- ・訓練を受けることで、就業が見込めること
- ・ハローワークの「受講指示」を受けること

### 訓練委託先

- ・訓練を行うための施設・設備が整備されていること
- ・訓練を指導できる従業員を配置できること
- ・労働安全衛生、その他の訓練作業環境が整備されていること

## 訓練について

### ✓ 訓練期間

最長3ヶ月（設定は1ヶ月単位）

1ヶ月、2ヶ月での訓練も可能ですが、訓練開始後の期間延長はできません

### ✓ 訓練時間

障がいの程度や体調、習熟度に応じて段階的に設定可（下限は60時間/月）

100時間/月を標準としますが、訓練当初は短めに、様子を見ながら徐々に延長し、最終月（週）は、その後を見据えて勤務時間を設定いただくとスムーズに就労移行できます

訓練手当（訓練受講者）	訓練委託料（訓練委託先）
3,530円/日または3,930円/日（1ヶ月で約10万円） 居住地や年齢により金額が異なります	66,000円/月が訓練委託先に支払われます

※ 訓練委託先と訓練受講者との間に雇用契約はありません

## 訓練の種類

### 実践能力習得 訓練コース

企業等を委託先とし、事業所現場を活用して実践的な技能を身につけます

### 知識・技能習得 訓練コース

就職に必要な知識や技能を身につけます

お問い合わせ先 三重県 雇用経済部 雇用対策課（障がい者雇用班 障がい者委託訓練担当）  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 電話：059-224-2510 / Fax：059-224-2455